

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例案に対する修正案(自民・民主・公明・県政会4党派合意)

定県第38号議案神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。附則第三項及び第4項を次のように改める。

3、平成21年度手当受給者で、平成22年4月1日において改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(以下「条例」という。)に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、平成22年度及び平成23年度に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の給付金(以下「特例手当」という。)を、年度を単位として、各年度の7月に支結する。ただし、平成23年度に支給する特例手当は、同日後1年間県内に引き続き住所を有していない者に対しては、支結しない。

(1)改正前の条例第4条第1号に掲げる者 3万円

(2)改正前の条例第4条第2号から第4号までに掲げる者 1万7,500円

(3)改正前の条例第4条第5号から第7号までに掲げる者 1万2,500円

4、改正前の条例第7条から第9条までの規定は、特例手当について準用する。附則に次の2項を加える。

5、特例手当の支給を受けた者に対して改正後の条例の規定により手当を支給する場合は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその年度に支給した特例手当に相当する額を控除して支拂するものとする。

6、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

意見

この改正が障害者福祉の後退につながることなく、障害者の地域生活の向上に資するものとなるよう、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に掲げる施策の速やかな具体化に向けて、特段の努力を払うこと。

参考

「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の改正素案」(現行と改正素案の比較)

1 支給対象者

現行

(1) 重度重複障害者

・身体障害者手帳1,2級かつIQ35以下

(2) 重度障害者

・身体障害者手帳1,2級

・IQ35以下

・身体障害者手帳3級かつIQ50以下

(3) 重度障害者に準じる者

・身体障害者手帳3級

・IQ40以下

・身体障害者手帳4級かつIQ50以下

(4) 65歳に達した日以降、新たに身体障害者手帳の交付を受けた者(知的障害者である場合を除く。)については、支給対象としない。

改正素案

(1) 身体障害者手帳1級,2級、療育手帳A1, A2及びこれに相当する者、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者((1)に該当するものを除く。)

(3) 65歳に達した日以降、新たに身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた者(知的障害者である場合を除く。)又は特別障害者手当の支給を受けた者(いずれかの手帳を65歳未満で取得した場合を除く。)については支給対象としない。

## 2 支給要件

### (1) 住所・在宅要件

#### 現行

支給年度の4月1日において、県内に引き続き1年以上住所を有していること及び施設に入所していないこと。

#### 改正素案

・支給年度の8月1日において、県内に6月以上住所を有していること。  
・支給年度の前年度の8月1日から支給年度の7月31日までの間において、施設等に継続して3月を超えて入所していないこと。

### (2) 施設の定義

#### 現行

障害者支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、生活保護法に規定する救護施設及び更生施設等

#### 改正素案

病院、診療所及び介護老人保健施設を加える。

### (3) 所得制限(障害児福祉手当及び特別障害者手当の所得制限限度額を準用)

#### 現行 なし

#### 改正素案

・単身世帯 3,604,000 円  
・本人と配偶者又は扶養義務者の世帯  
本人、3,604,000 円。配偶者又は扶養義務者、6,287,000 円。 扶養親族等が0人の場合

## 3 支給額

#### 現行

(1) 年額 60,000 円、(2) 年額 35,000 円、(3) 年額 25,000 円

#### 改正素案

年額 60,000 円

## 4 認定手続き

#### 現行

認定申請の期間は4月1日から規則で定める日(4月30日)で、受給事由が消滅したとき、住所・氏名・銀行振り込み口座の変更があったとき等(規則で規定)のみ、届出書の提出が義務付けられている。

#### 改正素案

認定申請の期間を8月1日から規則で定める日(9月10日を予定)とし、毎年度、現況届の提出を義務付ける。

## 5 支給時期

#### 現行

毎年度、7月及び12月の2期に1年分を分割して支給する。

#### 改正素案

毎年度、1月に1年分を支給する。